

保育施設等利用に関する確認票兼同意書・誓約書

以下の確認事項及び同意事項をよくお読みのうえ、□にチェック☑を入れ御署名をお願いします。

○保育施設等の利用申込みについて

1	<input type="checkbox"/>	求職中の方は、保育短時間認定となります。なお、認定を受けてから90日以内に変更申請書と就労証明書を提出します。（提出がないと支給認定期間が終了となり、保育所等を継続して利用することができません。）
2	<input type="checkbox"/>	妊娠・出産を理由として申請された方は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。

○保育施設等利用開始後の確認事項

3	<input type="checkbox"/>	保育所等を利用できる方は、保育を必要とする事由がある方のみとなります。保育を必要とする事由がなくなり支給認定が取り消された場合は、保育所等を退園します。
4	<input type="checkbox"/>	利用者負担金を期限までに納入しない場合、未納月の負担金と利用予定がある月の負担金を児童手当等から徴収します。
5	<input type="checkbox"/>	適正な利用者負担額の算定及び保育の実施をするため、町民税課税情報の他以下の資料を取得することがあります。また、これらの業務担当課からの求めに応じ資料を提供することがあります。 ※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含みます。 ・戸籍、住民票、生活保護、公立幼稚園の利用状況、滞納関係 児童の成育に関すること、障害に関すること、災害・火災・緊急発生時
6	<input type="checkbox"/>	利用開始後、お子さんの健康状態や発達の状況により、お子さんが健康状態の確認や集団保育の状況を見て、場合によっては施設の利用に制限がかかる場合や必要な医療機関の受診等をお願いすることがあります。
7	<input type="checkbox"/>	利用開始後、保育所等の退園・転園または、保護者の就労先の変更がある場合には「変更認定申請書」の提出、保護者や子どもの氏名・住所、連絡先等に変更がある場合には「支給認定変更届出書」を提出します。

長島町長 殿

支給認定及び特定教育・保育施設の利用申込みにあたり、以上の記載事項について同意します。

年 月 日

住所 長島町

保護者①

印

保護者②

印

児童名

記入押印に代えて署名することができます。

利用を希望する児童名は全て記入してください。